

定 款

一般財団法人 舞鶴勤労者福祉センター協議会

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条

この法人は、一般財団法人舞鶴勤労者福祉センター協議会と称する。

(事 務 所)

第 2 条

この法人は、主たる事務所を京都府舞鶴市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条

この法人は、労働時間の短縮等に伴う勤労者及び地域住民の交流活動、教養・福祉の向上及び相互の連帯意識を強めることを目的とする。

(事 業)

第 4 条

この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 勤労者及び地域住民の交流活動と福祉を増進するための施設の提供及び維持管理
- (2) 勤労者及び地域住民の福祉の向上のための研究会及び研修会の開催
- (3) 勤労者及び地域住民の福祉の向上に関する調査及び研究並びに情報の収集及び提供
- (4) その他前条の目的達成のために必要な事業

第3章 資 産 及 び 会 計

(基 本 財 産)

第 5 条

この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事 業 年 度)

第 6 条

この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 7 条

この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 8 条

この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の付属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 5 号の書類については、評議員会に提出し、第 1 号及び第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号及び第 5 号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第 4 章 評 議 員

(評 議 員)

第 9 条

この法人に評議員 3 名以上 1 2 名以内を置く。

(選 任 及 び 解 任)

第 10 条

評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 1 7 9 条から 1 9 5 条の規定に従い、評議員会において行う。

(評 議 員 の 任 期)

第 11 条

評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の

終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評 議 員 の 報 酬 等)

第 12 条

評議員は、無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評 議 員 会

(構 成)

第 13 条

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 14 条

評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条

評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 16 条

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長に事故がある時は、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集することができる。

(議 長)

第 17 条

評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決 議)

第 18 条

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分または除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議 事 録)

第 19 条

評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員 の 設置)

第 20 条

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、3名を副理事長、1名を事務局長とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、事務局長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第 21 条

理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長、事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の 職務 及び 権限)

第 22 条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 事務局長は、この法人の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長および事務局長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第 23 条

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第 24 条

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 25 条

理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員 の 報酬等)

第 26 条

理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事又は監事には、費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第7章 理 事 会

(構 成)

第 27 条

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 28 条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、事務局長の選定及び解職

(召 集)

第 29 条

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 30 条

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決 議)

第 31 条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に係わらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第 32 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定 款 の 変 更)

第 33 条

この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

(解 散)

第 34 条

この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残 余 財 産 の 処 分 等)

第 35 条

この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人認定法第5条第17項の団体又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公 告 の 方 法)

第 36 条

この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第37条

この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 専任職員は有給とする。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 運営委員会

(運営委員会)

第38条

この法人の運営に関し運営委員会を置くものとする。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、次のとおりとする。

西原 実信

別表

基本財産

(単位：円)

貸借対照表科目	金額
定期預金	500万円

平成27年2月6日

当法人の定款に相違ない。

一般財団法人 舞鶴勤労者福祉センター協議会

代表理事 関本 博之